

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第27号

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項職員	第2条第2項職員
	円	円
1年未満	310,800	52,100
1年以上2年未満	310,800	52,100
2年以上3年未満	310,800	52,100
3年以上4年未満	310,800	52,100
4年以上5年未満	310,800	52,100
5年以上6年未満	310,800	52,100
6年以上7年未満	310,800	50,300
7年以上8年未満	310,800	48,500
8年以上9年未満	310,800	46,700
9年以上10年未満	310,800	44,900
10年以上11年未満	310,800	43,100
11年以上12年未満	310,800	41,300
12年以上13年未満	310,800	39,500
13年以上14年未満	310,800	37,700
14年以上15年未満	310,800	36,300
15年以上16年未満	310,800	34,900
16年以上17年未満	307,500	33,500
17年以上18年未満	304,200	32,100
18年以上19年未満	300,900	30,700
19年以上20年未満	297,600	29,300
20年以上21年未満	294,300	27,900
21年以上22年未満	283,300	27,300
22年以上23年未満	271,300	26,700
23年以上24年未満	258,800	25,700
24年以上25年未満	246,300	25,100
25年以上26年未満	233,800	24,500

26年以上 27年未満	218,300	23,900
27年以上 28年未満	202,800	23,300
28年以上 29年未満	187,300	22,500
29年以上 30年未満	171,800	22,200
30年以上 31年未満	155,300	21,800
31年以上 32年未満	138,800	21,200
32年以上 33年未満	122,300	20,300
33年以上 34年未満	104,300	19,400
34年以上 35年未満	86,300	18,700

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。